

《参考》

建設省 都総発第 号
都道府県知事 経由
貸付事業者名

無利子貸付金貸付決定通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け 第 〇〇号 で貸付申請のあった平成〇〇年度都市局所掌無利子貸付金については、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和62年法律第86号)第5条第1項において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の規定により、下記のとおり貸付けることに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

建設大臣

記

- 1 無利子貸付金の貸付決定額は、別紙のとおりとする。
- 2 この無利子貸付金の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、貸付申請書記載のとおりとする。
- 3 無利子貸付金の額の確定は、無利子貸付金事業に要する経費(貸付基本額)の実支出額に貸付率を乗じて得た額をもって行うものとする。
- 4 無利子貸付金の貸付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 無利子貸付金事業を実施について次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ建設大臣の承認又は指示を受けなければならない。
 - イ 無利子貸付金事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をするとき
 - ロ 無利子貸付金事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をするとき
 - ハ 無利子貸付金事業を中止し、又は廃止するとき
 - ニ 無利子貸付金事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったとき
 - (2) 無利子貸付金事業が完了した場合において、機械、器具、仮設物その他の備品及び材料が残存するときは、建設大臣の承認を得て無利子貸付金事業の完了後これと同種の他の無利子貸付金事業等に使用する場合を除き、当該物件の残存価格に当該無利子貸付金事業に係る貸付率を乗じて得た金額を国庫に返還しなければならない。
 - (3) 無利子貸付金事業が完了した場合において、無利子貸付金事業の施行により発生した物件があるときは、当該物件の価格を貸付基本額から控除することがある。
 - (4) 本無利子貸付金について、当該地方公共団体の歳入歳出予算における予算科目別の計上金額を明らかにする調書を作成しておかななければならない。

建設省 都総発第 号

都 道 府 県 知 事

經由

支出負担行為担当官

貸付事業者名

無利子貸付金貸付決定通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け 第 〇〇号 で貸付申請のあった平成〇〇年度都市局所管無利子貸付金については、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和62年法律第86号)第5条第1項において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の規定により、下記のとおり貸付けることに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

建 設 大 臣

記

- 1 無利子貸付金の貸付対象決定額は、別紙のとおりとする。
- 2 この無利子貸付金の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、貸付申請書記載のとおりとする。
- 3 無利子貸付金の額の確定は、無利子貸付金事業に要する経費(貸付基本額)の実支出額に貸付率を乗じて得た額をもって行うものとする。
- 4 無利子貸付金の貸付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 無利子貸付金事業を実施について次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ建設大臣の承認又は指示を受けなければならない。
 - イ 無利子貸付金事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をするとき
 - ロ 無利子貸付金事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をするとき
 - ハ 無利子貸付金事業を中止し、又は廃止するとき
 - ニ 無利子貸付金事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったとき
 - (2) 無利子貸付金事業が完了した場合において、機械、器具、仮設物その他の備品及び材料が残存するときは、建設大臣の承認を得て無利子貸付金事業の完了後これと同種の他の無利子貸付金事業等に使用する場合を除き、当該物件の残存価格に当該無利子貸付金事業に係る貸付率を乗じて得た金額を国庫に返還しなければならない。
 - (3) 無利子貸付金事業が完了した場合において、無利子貸付金事業の施行により発生した物件があるときは、当該物件の価格を貸付基本額から控除することがある。
 - (4) 本無利子貸付金について、当該地方公共団体の歳入歳出予算における予算科目別の計上金額を明らかにする調書を作成しておかななければならない。